

2014年9月12日

第1回麻しん・風しん対策推進会議

企業での取組事例

イオン株式会社 グループ人事部
イオングループ総括産業医
増田 将史（ますだ まさし）

イオングループにおける取り組み

- 周知・啓発

- 各種ポスター・リーフレット

- 厚生労働省
- 子ども健康倶楽部『風しん流行ストップ』

- 本社安全衛生委員会 衛生教育

- 資料をイントラネットに掲載。本社その他、店舗、グループ会社勤務者も閲覧可能

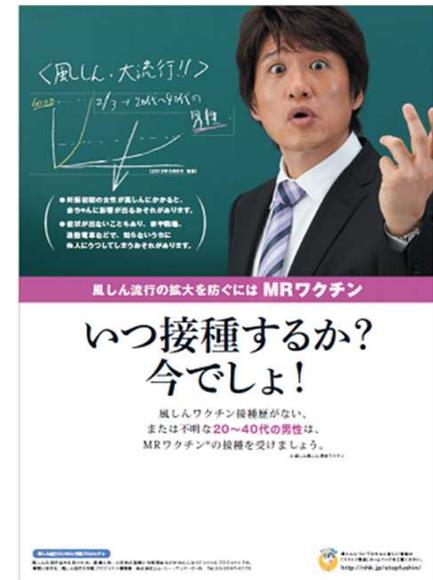
- 健康管理、個別対応

- 産業医・保健師による問い合わせ対応、健康相談

- 人事・福利厚生施策

- 会社の制度整備には至っていない(健診時の抗体価測定、MRワクチン接種補助、受診の為の特別休暇、等)

- 女性の活躍(ジェンダー・ダイバーシティ推進)を進める上での課題の一つとしても認識



個別対応事例紹介(1) (※実際の対応事例を脚色)

- 20歳代、女性。グループ会社(A社)従業員(日給月給社員。社会保険加入)。地方の店舗勤務、マイカー通勤。
- 2013年5月、妊娠判明(妊娠2ヶ月)。産科での検査にて、風しん抗体価低値(風しんに対する免疫がない)が判明。
- 接客を通じて風しんに感染し、先天性風疹症候群(CRS)の子どもが生まれるのが心配なので、現時点から出産する迄の間、産休を取得したいと申出あり。
- 職場上司→A社人事部を通じ、本社人事部門に問い合わせあり。本社産業医を交えて対応について協議することとなった。

個別対応事例紹介(2)

- 本社人事部門での検討内容
 - － (人事) 店舗としては突然休まれても困るという事情もある。感染防止対策を実施した上で出勤継続させる事はできないか？
 - (産業医) 妊娠中はワクチン接種は不可。手洗いやマスクで万全に防ぐ事も不可。接客を伴わない業務に変更はできないか？
 - － (人事) 基本的に接客部門勤務が前提の雇用契約なので難しい。店舗で接客のない業務は身体負荷のかかる業務(バックヤードでの物品運搬など)か、専門業務(経理、警備等)程度であり、現実性に乏しい。勤務地限定の契約なので、本社への異動等も検討できないし、本社はマイカー通勤を認めていないので、公共交通機関利用による通勤時の感染リスクが懸念される。
 - (産業医) 代替業務の手配がどうしても無理なら、申出に沿った形で休みを認めるべき。

個別対応事例紹介(3)

- 休みの取扱いについての協議
 - 産前休暇(産休)とした場合
 - 労働基準法上は出産予定日の6週間前から
 - 産前休暇とすると、出産手当金の支給が必要。
 - 一度、前例を作ってしまうと、今後、全ての同様の申出に対応しなければならなくなる。
 - 私傷病欠勤
 - 私傷病だと診断書の提出が必要だが、そもそも病気ではない。
- (結論) 人事発令にて人事部長付とし、特別事由による休職扱いとして、産前休暇まで自宅待機として対応。

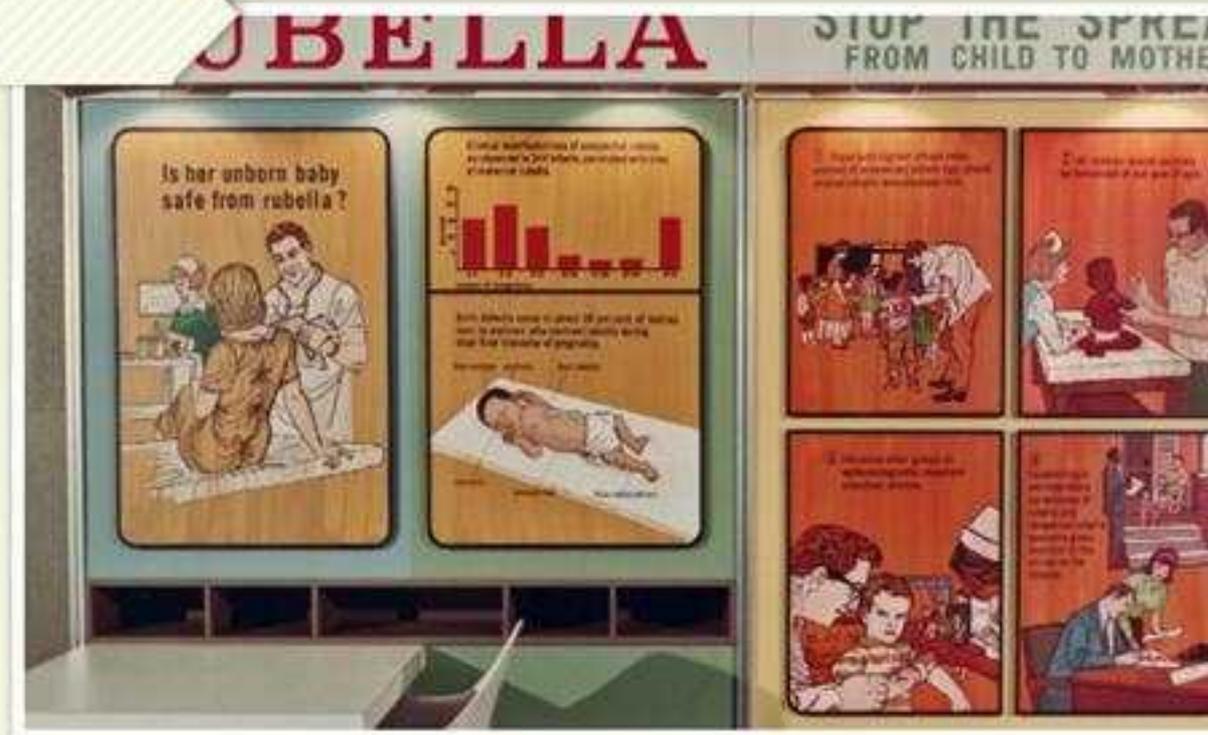
風しんについて

2014年4月9日

グループ人事部 増田将史

CDC issues rubella travel alerts for Japan and Poland

.....



The Centers for Disease Control and Prevention (CDC) has issued travel alerts for **Japan** and Poland following the increased number of reported rubella cases in both countries. The Level 2 alert cautions travelers to practice enhanced precaution, giving important information especially to susceptible pregnant women.

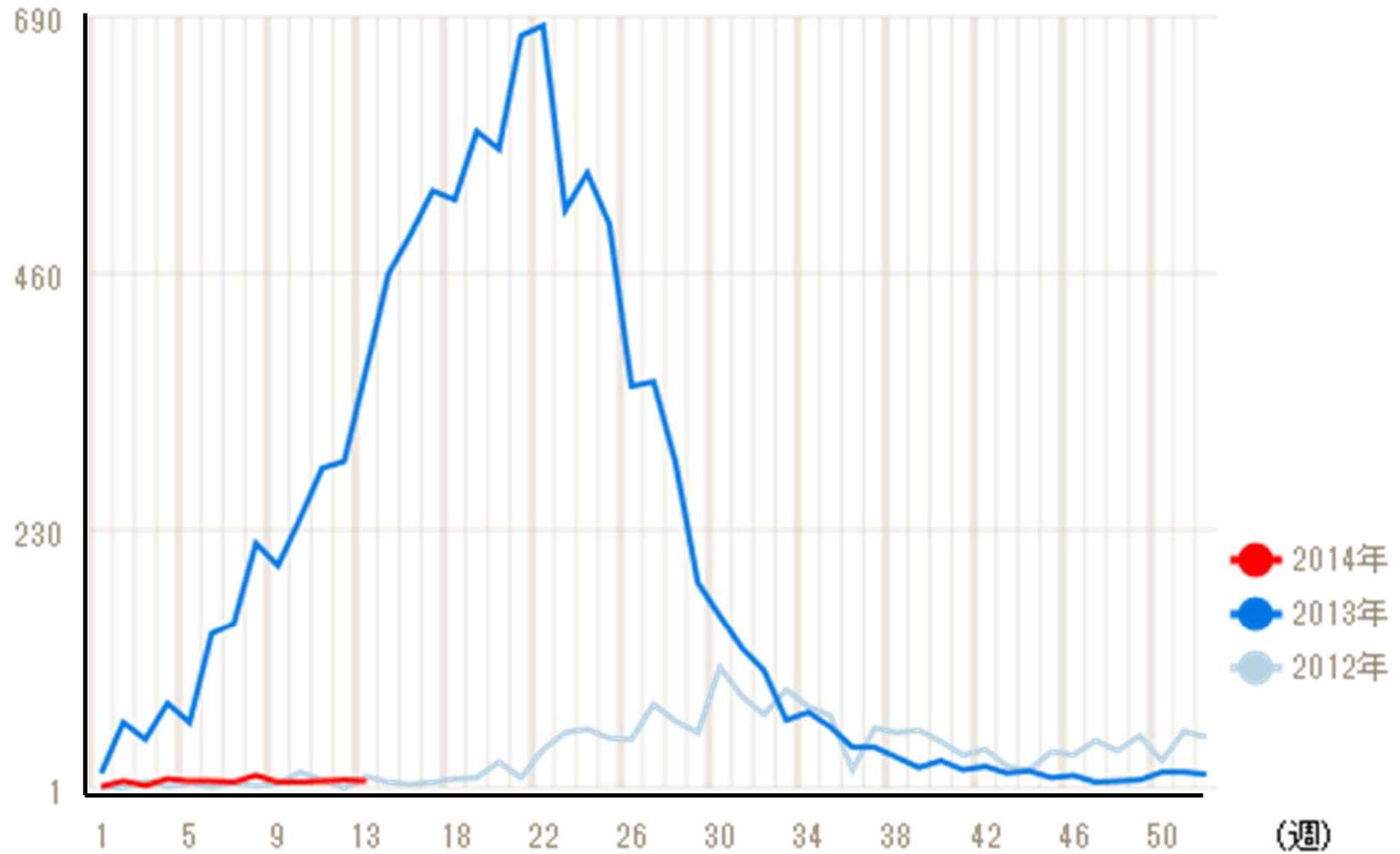
As of May 29, 2013, over 8,500 laboratory-confirmed rubella cases have been reported in Japan during

Tags

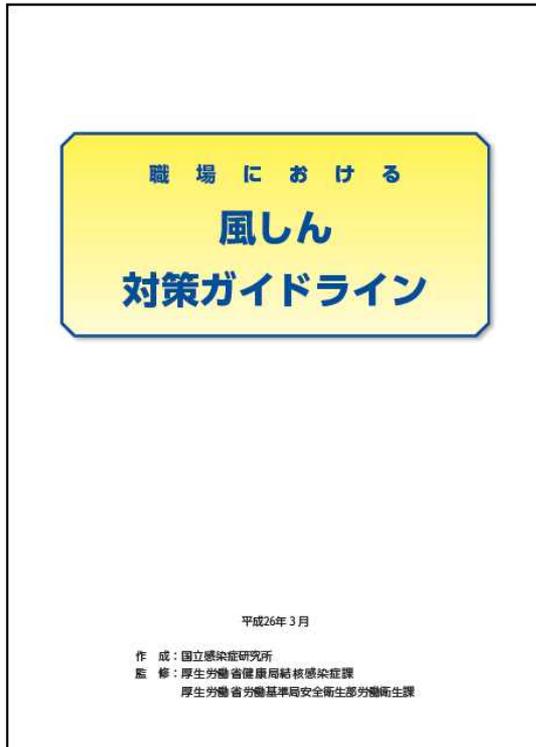
2012 2013 Africa A
alerts campaign Clin
congenital rubella syn

風疹(三日ばしか)

(単位:件)



働き盛りに風疹対策...国立感染症研究所



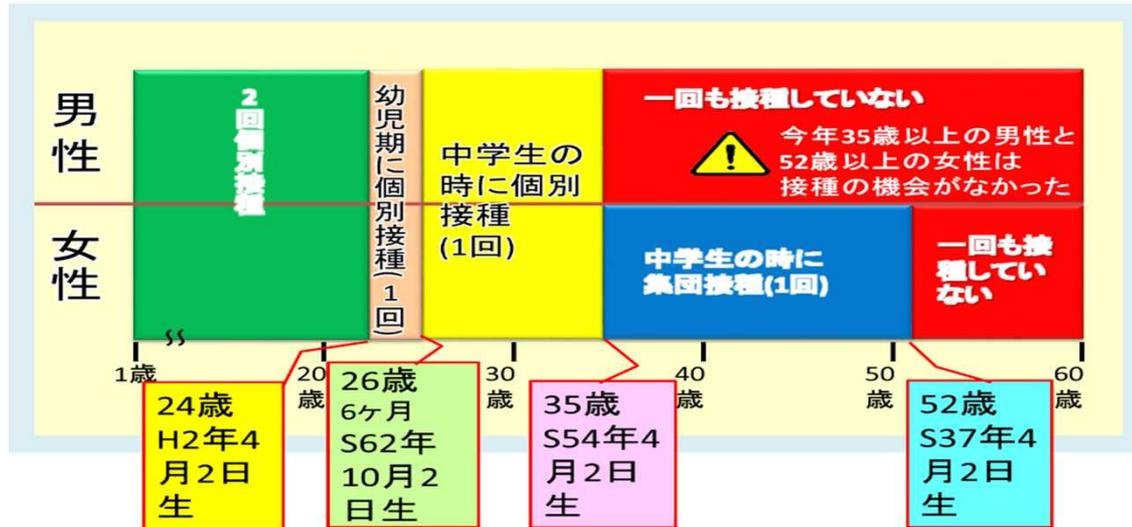
- 風疹の流行を防ごうと、国立感染症研究所は1日、職場向けの対策指針を公表した。昨年は20～40歳代の男性で流行したため、働き盛りの世代が多い事業所に初めて焦点を当てた。
- 妊娠出産年齢の女性がいる職場では、事業主が従業員に予防接種を勧めることが望ましい、としている。
- 流行のリスクが高い職場としては、〈1〉多くの人が集まる公共施設〈2〉1962～89年度生まれの男性が多い職場――などを挙げた。
- 事業主には、日頃からの感染予防策と併せ、患者が一人でも発生したらすぐに休暇を取らせる、といった対応を求めた。従業員向けには、風疹の感染歴やワクチンの接種歴などで自分が免疫を持っているかを調べるチェック用紙を示し、不明または未経験の場合にはワクチン接種を勧めた。
- (2014年4月2日 読売新聞)



流行の背景と現況

- 昭和54年4月1日以前生まれの男性は1回も風しんの予防接種を受けていない

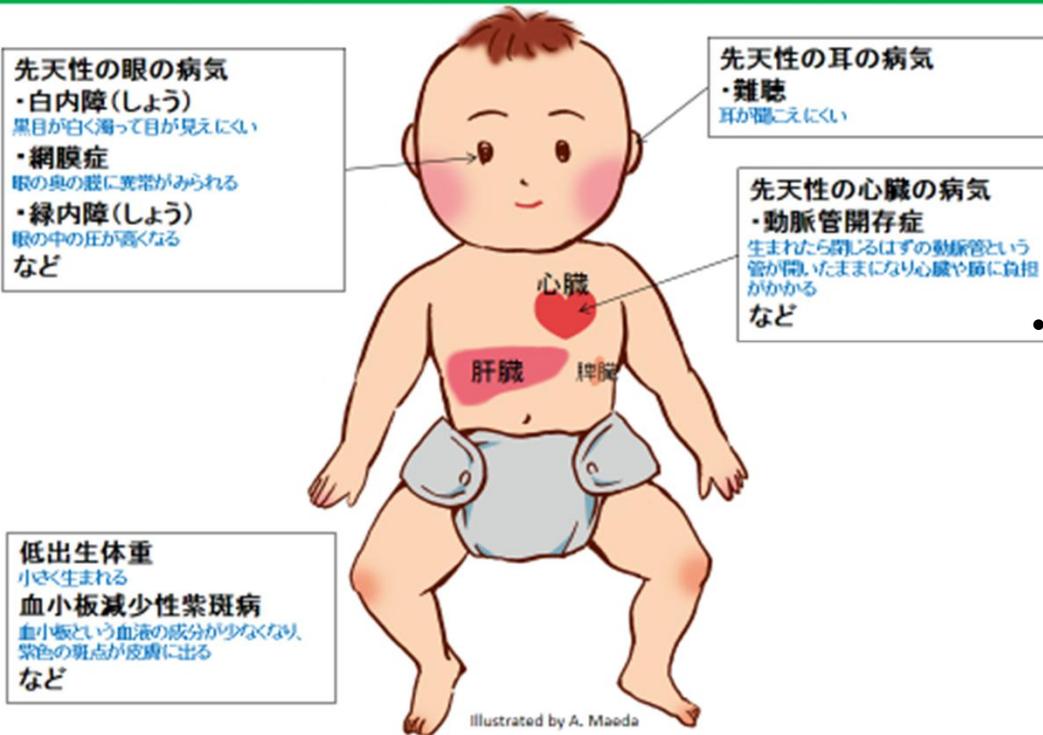
年齢は平成26年4月1日現在。



- 平成24年及び25年の風しんの流行は、患者報告数16,749例で、成人がこのうち約9割を占めたほか、以下の特徴がみられた。
 - 男性は女性の約3倍と多く、昭和37年度～平成元年度生まれの男性、特に昭和48～55年度生まれで顕著
 - 女性は男性に比べると少ないが、昭和54年度～平成元年度生まれ、特に58年度以降で多い
 - ほとんどの患者が、予防接種歴がない又は不明
 - 職場での感染が疑われた患者が多くみられる。通勤時の感染が疑われる患者もみられた
 - 都市部を中心に発生(ただし、一部の地方都市でも相当数の発生がみられた)
 - 海外の流行地域から国内に風しんウイルスが持ち込まれたと考えられている

風しんの症状・特徴

先天性風しん症候群の赤ちゃんの主な症状



- 成人において決して軽視できない疾患
 - 感染力が強く、一人の患者から免疫がない5~7人に感染させる可能性がある(インフルエンザでは1~2人)
 - 特に成人で発症した場合、高熱や発しんが長く続いたり、関節痛を認めるなど、小児より重症化することがある。また、脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど、入院加療を要することもある。

先天性風しん症候群の児の出生

- 風しんに対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの女性が風しんウイルスに感染すると、左図に示すように、眼や心臓、耳等に障害をもつ(先天性風しん症候群)児が出生することがある(妊娠1ヶ月でかかった場合50%以上、妊娠2ヶ月の場合は35%など)。
- 平成24年~25年にかけての風しん流行の結果、平成24年第42週~平成26年第4週までの約1年4か月で41人の出生児が先天性風しん症候群と診断されている(平成26年1月29日時点)。
- 妊娠初期に風しんウイルスに感染すると流産につながることもある。

風しんの感染経路・予防

- 風しんは、風しんウイルスを含んだ飛まつ(咳やくしゃみ、会話、発語などで飛び散るしぶき)を吸い込んで感染する。発症予防には風しんの予防接種が極めて有効である。
- 手洗いやマスクの装着は、十分な風しんの予防手段とは考えられていない。
- 風しんの予防接種が望まれる対象者

状況	風しんの予防接種(過去の接種を含む)
① 本人が妊娠を希望している。	非妊娠期に風しんの予防接種を2回することが望ましい※。
① 職場・家族に妊婦・妊娠出産年齢の者がいる。	風しんの予防接種を少なくとも1回する。
① 海外出張又は国内の流行地へのお出張を予定している。	
① 公共施設等多数の者が利用する職場に勤務している。又は業務上外部者との面会の機会が多い。	

※ 風しん含有ワクチンの1回の接種による抗体の獲得率は約95パーセント、2回の接種による抗体の獲得率は約99パーセントとされていることから、妊娠を希望する女性等においては、2回の接種を完了することで、より確実な予防が可能となる。

職場における風しん対策の考え方

- 患者が発生した場合、事業者等は終息に向けて速やかな対応に努めること
- 労働者等は医療機関等で風しんと診断された場合、主治医や上司等と相談して休業等の措置をとること
- 医療機関等で風しんと診断された場合、症状が軽いからといって無理して出勤せず、主治医や上司等と相談して、適切に休業等の措置をとるよう努める必要がある。
- 欠勤基準としては、学校保健安全法※を参考に、主治医や産業医の判断を踏まえることが適切である。

※ 風しんは第二種学校感染症に位置づけられ、出席停止の疾患である。学校等での出席停止措置の基準は、「発しんが消失するまで」となっている。

咳や微熱、発疹等の体調不良が続く時は必ず病院を受診しましょう。風しん(その他聞き慣れない病気、疑い含む)は、職場で蔓延しないよう感染防止措置が必要な場合があります。出勤に際しましては、上司・人事に確認するようにしてください。